感染症の予防及びまん延防止のための指針

合同会社ふりーすぺーす

第１条　目的

当事業所は、利用者の健康と安全を守ることを最優先とし、感染症の予防及びまん延の防止に努めます。

感染の発生を防止し、万が一発生した場合においても、拡大を防止するための適切な対応体制を整えることを目的として、本指針を定めます。

第２条　感染管理体制

（1）感染症対策委員会の設置

当事業所では、感染症の発生予防及びまん延防止に関する全般的な対策を協議・決定するために「感染症対策委員会」を設置します。

委員長：黒澤　直樹

委　員：黒澤　直樹（苦情解決責任者）・徳永　友紀（事故防止委員会）・黒澤　彩乃（研修委員会）・黒澤　佳子（児童発達支援管理責任者）・波多江　陽子（児童指導員）

（2）開催頻度

感染対策委員会は年 4 回以上、また必要時に随時開催します。

（3）主な役割

a. 感染症予防及び発生時の対応計画の立案

b. 感染対策マニュアル及び行動計画（BCP）の作成・見直し

c. 感染症発生時の指揮及び関係機関との連携

d. 職員研修及び訓練の企画・運営

e. 感染症情報の収集・整理・全職員への周知

第３条　職員研修及び訓練

（1）職員研修

a. 感染症予防に関する職員研修を、年 2 回以上及び職員採用時に実施します。

b. 研修内容（開催日時・出席者・研修項目等）を記録・保管します。

c. 外部研修にも積極的に参加します。

（2）訓練

感染症発生時において、迅速に行動できるよう、感染発生時を想定したシミュレーション訓練を年２回以上実施します。
企画・運営・記録の作成・保管は感染症対策委員会が行います。

第４条　平常時の感染予防対策

（1）利用者の健康管理

a. 利用開始時に健康状態、既往歴、ワクチン接種状況を確認します。
b. 日常的に体調を観察し、異常があれば管理者へ報告します。
c. 利用者に対し、手洗い・咳エチケット等の基本的感染症対策を指導・支援します。
d. 利用者家族にも感染症予防への協力を依頼し、情報共有を行います。

（2）職員の健康管理

a. 入職時に感染症の既往歴及びワクチン接種状況を確認し、必要に応じ接種を推奨します。
b. 定期健康診断の受診を促し、受診状況を把握します。
c. 体調不良時や家族等に感染症が発生した場合も申告しやすい体制を整えます。
d. 職員の感染症予防に関する知識を定期的に評価し、必要な教育を行います。

（3）標準予防策の徹底

すべての血液・体液・分泌物・排泄物・傷のある皮膚・粘膜等には感染性があるとみなし、以下の対策を実施します。
a. 手指衛生の励行（手洗い・アルコール消毒の徹底）
b. 個人防護具（手袋・マスク・ガウン等）の適切な使用
c. 呼吸器衛生・咳エチケットの徹底
d. 清掃・消毒・換気等の環境整備
e. 共用物品の清潔保持及び個人専用化の推進

（4）衛生管理

a. 施設内の清掃・換気・消毒を計画的に実施し、点検を行います。
b. トイレ、浴室、汚物処理室は重点的に清掃・消毒を実施します。
c. 食品衛生を徹底し、調理・保管・提供時の衛生を確認します。
d. 血液・体液・排泄物処理時には標準予防策に基づき適切に対応します。

第 5 条　感染症発生時の対応

（1）発生状況の把握・報告

感染が疑われる症状を確認した場合は、速やかに管理者へ報告します。管理者は発生状況（発生日時・人数・場所・症状）を整理します。

（2）感染拡大防止策

a. 感染者の隔離、動線分離、消毒等を実施し、感染経路を遮断します。

b. 医師・看護師の指示に基づき、必要な感染症対策を講じます。

c. 職員間の二次感染を防ぐため、標準予防策を徹底します。

d. 事業所内外の関係者と迅速に情報共有し、連携して対応します。

（3）関係機関との連携

a. 協力医療機関に感染者の状態を報告し、対応方法の確認と診療・処置を依頼します。

b. 疾病の種類や状況によっては、保健所・市町村等行政機関に報告を行い、指示に従って適切な対応を実施します。

c. 他事業所や関係機関と連携し、感染拡大防止に努めます。

（4）感染者及び関係者への支援

感染者及び感染疑い者の健康回復と心理的支援に努め、職員に対してもメンタルケアや再発防止教育を実施します。

第 6 条　指針の整備

a. 感染に関する最新の情報や行政機関の通知等を参考に、適宜内容を更新します。

b. 本指針は、利用者や家族が閲覧できるよう事業所内に備え付けるとともに、必要に応じてウェブサイト等にて公表します。

第 7 条　附則

本指針は、令和 4 年 4 月 1 日より施行します。